○安曇野市の適正な土地利用に関する条例施行規則（平成22年安曇野市規則第36号）

改正後	改正前
（定義） 第２条　この規則において使用する用語は、条例並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　兼用住宅　戸建住宅のうち業務の用に供する部分を兼ねるものであって、次の要件を全て満たすものをいう。 ア　業務の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下であること。 イ　業務の用に供する部分の床面積が当該建築物の延床面積の２分の１を超えないこと。 ウ　当該建築物の内部以外の部分を業務の用に供さないこと。ただし、来客用の駐車場、屋外広告物の設置場所その他の周辺環境に影響を及ぼすおそれが少ないものについては、この限りでない。 （２）　区等　安曇野市自治基本条例（平成29年安曇野市条例第４号）第３条第７号に規定する区又は市が依頼する事項を行う市民自治組織で、当該市民自治組織が存する区の合意の上、市長が認めたものをいう。	（定義） 第２条　この規則において使用する用語は、条例並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）において使用する用語の例による。
（既存の敷地拡張に関するもの） 第８条　条例第17条第１号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 （１）　現に専用住宅又は兼用住宅の用に供する敷地の拡張（近接する敷地への建築を伴わない拡張を含む。以下この条において同じ。）を目的とした開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの ア　（略） イ　拡張後の建築物の規模が基本計画、地区土地利用計画又は都市計画法第12条の４第１項第１号に規定する地区計画（以下「基本計画等」という。）に定める建蔽率、容積率及び高さの基準の範囲内であること。 ウ　予定建築物等が基本計画等において壁面の位置の制限として定められた限度の線（以下「壁面後退線」という。）を超えないこと（ひさしその他の建築物の部分で、建築基準法施行令第135条の19で定めるものを除く。以下同じ。）。	（既存の敷地拡張に関するもの） 第８条　条例第17条第１項ただし書の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 （１）　既存の敷地の拡張（近接する敷地への建築を伴わない拡張を含む。以下この条において同じ。）を伴う開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの ア　予定建築物が戸建住宅（非住宅部分の床面積の合計が50平方メートル以下かつ延べ面積の２分の１以下の兼用住宅を含む。以下同じ。）であること。 イ　（略） ウ　拡張後の建築物の規模が基本計画に定める建蔽率、容積率及び予定建築物の高さの基準の範囲内であること。

改正後	改正前
（２）　現に専用住宅又は兼用住宅以外の用に供する敷地の拡張を目的とした開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの ア　既存建築物等の用途を変更しないこと。 イ　拡張後の敷地面積が事業等の理由によりやむを得ないと認められる規模で、かつ、既存の敷地面積の100分の150以下であること、又は拡張する敷地面積が500平方メートル以下であること。 ウ　拡張後の建築物の規模が基本計画等に定める建蔽率、容積率及び高さの基準の範囲内であること。 エ　予定建築物等が壁面後退線を超えないこと。	（２）　戸建住宅以外の建築物が存する既存の敷地の拡張を伴う開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの ア　予定建築物の用途が既存の用途と同じ用途であること。 イ　拡張後の敷地面積が事業等の理由によりやむを得ないと認められる規模で、かつ、既存の敷地面積の100分の150以下かつ拡張する敷地面積が1,000平方メートル以下であること、又は拡張する敷地面積が500平方メートル以下であること。 ウ　拡張後の建築物の規模が基本計画に定める建蔽率、容積率の基準の範囲内であること。
（通常の管理行為、軽易な行為その他特定の行為として行う開発事業） 第９条　条例第17条第２号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。	（通常の管理行為、軽易な行為その他特定の行為として行う開発事業） 第９条　条例第17条第２項第３号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 （１）　用途地域の定めのある拠点市街区域又は準拠点市街区域で行う開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの ア　建築物等の建築等を伴う場合にあっては、各用途地域に定められた建築物の制限に適合していること。 イ　敷地面積が500平方メートル以下であること。 ウ　予定建築物等の高さが10メートル以下であること。 （２）　用途地域の定めのない拠点市街区域で行う開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの ア　基本計画に定める開発事業の基準に適合していること。 イ　敷地面積が500平方メートル以下であること。 ウ　予定建築物等の高さが10メートル以下であること。
（１）　この規則の施行の日前に造成された宅地で、かつ、区画の変更を伴わない敷地内で行う開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの ア　予定建築物等が専用住宅であること。 イ　基本計画等に定める建蔽率、容積率及び高さの基準の範囲内であること。 ウ　予定建築物等が壁面後退線を超えないこと。	（３）　この規則の施行の日前に造成された宅地で、かつ、区画の変更を伴わない敷地内で行う開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの ア　予定建築物等が戸建住宅であること。 イ　基本計画に定める建蔽率、容積率及び高さの基準の範囲内であること。
（２）　農業、林業又は漁業（以下「農業等」という。）の生産若しくは集荷用の施設、又は農業等の生産資材若しくは農業等に係る機械器具の保管のための施設の建築で、次の要件の全てを満たしているもの ア・イ　（略）	（４）　農業、林業又は漁業（以下「農業等」という。）の生産若しくは集荷用の施設、又は農業等の生産資材若しくは農業等に係る機械器具の保管のための施設の建築で、次の要件の全てを満たしているもの ア・イ　（略）

改正後	改正前
ウ　予定建築物等の規模が基本計画等に定める建蔽率、容積率及び高さの基準の範囲内であること。	ウ　予定建築物等の規模が基本計画に定める建蔽率、容積率及び予定建築物の高さの基準の範囲内であること。
エ　予定建築物等が壁面後退線を超えないこと。	
（3）　（略）	（5）　（略）
（4）　建築物等が存する既存の敷地内又は既存の敷地の拡張を伴い、かつ、予定建築物等の延べ面積又は築造面積（以下「延べ面積等」という。）が200平方メートル超の開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの	（6）　建築物等が存する既存の敷地内又は既存の敷地の拡張を伴い、かつ、予定建築物等の延べ面積又は築造面積が200平方メートル超の開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの
ア　予定建築物等が既存建築物等の用途と同じ用途又は既存建築物等に附属するものであること。	ア　予定建築物等が既存の建築物等の用途と同じ用途又は既存の建築物等に附属するものであること。
イ　次のいずれかに該当すること。	イ　予定建築物等の延べ面積又は築造面積が既存の建築物等の延べ面積等の100分の120（増築のときは、100分の20）以下であること、又は基本計画に定める建蔽率、容積率及び高さの基準の範囲内であること。
（ア）　予定建築物等の延べ面積等が条例の施行又は基本計画等の適用の時点（以下「基準時」という。）における既存建築物等の延べ面積等の100分の120（増築のときは、100分の20）以下であること（基準時において現に存する建築物等で、条例又は基本計画等の規定に適合しないもの（第８号イ(ア)において「既存不適格建築物等」という。）が存する敷地における開発事業に限る。）。	
（イ）　次の要件の全てを満たしていること。	
a　予定建築物等の規模が基本計画等に定める建蔽率、容積率及び高さの基準の範囲内であること。	
b　予定建築物等が壁面後退線を超えないこと。	
ウ　（略）	ウ　（略）
（5）　既存建築物等の用途を変更する開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの	（7）　既存の建築物等の用途を変更する開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの
ア　用途の変更に係る延べ面積等（以下「用途変更面積」という。）が200平方メートル未満であること。	ア　延べ面積が200平方メートル未満であること。
イ　変更後の用途が基本計画等に定める開発事業の基準に適合していること。	イ　基本計画に定める開発事業の基準に適合していること。
ウ　既存建築物等の増築又は解体を伴わない開発事業であること。	ウ　既存の建築物等の増築又は解体を伴わない開発事業であること。
エ　開発区域内に災害危険区域等を含まないこと（ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除く。以下この条において同じ。）。	

改正後	改正前
（６）　（略）	（８）　（略）
（７）　30日を超えて行う開発事業において、事前に明示された期間満了後に原状回復するもので次の各号のいずれかに該当するもの。ただし、期間については３年を超えないものとする。	（９）　30日を超えて行う開発事業において、事前に明示された期間満了後に原状回復するもので次の各号のいずれかに該当するもの。ただし、期間については３年を超えないものとする。
ア　延べ面積等が1,000平方メートル以下である建築を行う開発事業	ア　延べ面積又は築造面積が1,000平方メートル以下である建築を行う開発事業
イ　既存建築物等の用途の変更で、用途変更面積が1,000平方メートル以下の開発事業	
ウ　災害危険区域等を含まない土地における土地の開墾、土砂の採取、鉱物の採取その他土地の形質の変更で、当該面積が5,000平方メートル以下の開発事業	イ　土地の開墾、土砂の採取、鉱物の採取その他土地の形質の変更で、当該面積が5,000平方メートル以下の開発事業
（８）　建築物等が存する既存の敷地内又は既存の敷地の拡張を伴い、かつ、予定建築物等の延べ面積等が200平方メートル以下の開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの	(10)　建築物等が存する既存の敷地内又は既存の敷地の拡張を伴い、かつ、予定建築物等の延べ面積又は築造面積が200平方メートル以下の開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの
ア　予定建築物等が既存建築物等の用途と同じ用途又は既存建築物等に附属するものであること。	ア　予定建築物等が既存の建築物等の用途と同じ用途又は既存の建築物等に附属するものであること。
イ　次のいずれかに該当すること。	イ　既存の建築物等の延べ面積又は築造面積の100分の120（増築のときは、100分の20）以下であること、又は基本計画に定める建蔽率、容積率及び高さの基準の範囲内であること。
（ア）　予定建築物等の延べ面積等が、基準時における既存建築物等の延べ面積等の100分の120（増築のときは、100分の20）以下であること（既存不適格建築物等が存する敷地における開発事業に限る。）。	
（イ）　次の要件の全てを満たしていること。	
ａ　予定建築物等の規模が基本計画等に定める建蔽率、容積率及び高さの基準の範囲内であること。	
ｂ　予定建築物等が壁面後退線を超えないこと。	
ウ　（略）	ウ　（略）
	エ　予定建築物等の高さが基本計画に定める基準の範囲内であること。
（９）　既存の敷地内において、建築物等を新築又は新設する開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの	(11)　既存の敷地内において、建築物等を新築又は新設する開発事業で、当該予定建築物等の延べ面積又は築造面積が10平方メートル以下かつ高さが10メートル以下のもの
ア　予定建築物等の延べ面積等が10平方メートル以下であること。	
イ　予定建築物等の高さが10メートル以下であること。	
ウ　開発区域内に災害危険区域等を含まないこと。	

改正後	改正前
(10)　災害危険区域等を含まない土地における土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更に係る開発事業であって、当該面積が300平方メートル以下で、生じる法面及び擁壁の高さが1.5メートル以下のもの	(12)　土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更に係る開発事業であって、当該面積が300平方メートル以下で、生じる法面及び擁壁の高さが1.5メートル以下のもの
(11)　屋外における土石その他の物件（廃棄物、再生資源その他これらに類するものを除く。）の堆積に係る開発事業であって、次の要件の全てを満たしているもの	(13)　屋外における土石その他の物件（廃棄物、再生資源その他これらに類するものを除く。）の堆積に係る開発事業であって、当該面積が100平方メートル以下かつ当該高さが３メートル以下のもの
ア　敷地面積が100平方メートル以下であること。 イ　堆積に係る高さが３メートル以下であること。 ウ　開発区域内に災害危険区域等を含まないこと。	
(12)　(略)	(14)　(略)
(13)　(略)	(15)　(略)
(14)　(略)	(16)　(略)
(15)　(略)	(17)　(略)
(16)　(略)	(18)　(略)
(17)　(略)	(19)　(略)
(18)　太陽光発電施設で、次の要件のいずれかを満たしているもの	(20)　太陽光発電施設で、次の要件のいずれかを満たしているもの
ア　(略)	ア　(略)
イ　現に建築物等が存する敷地内に設置するもので、次の要件の全てを満たしているもの	イ　既存の建築物等の敷地内に設置するもので、太陽光発電施設を設置する部分の敷地面積が200平方メートル以下であるもの
(ア)　太陽光発電施設を設置する部分の敷地面積が200平方メートル以下であること。 (イ)　太陽光発電施設を設置する部分が災害危険区域等を含まないこと。	
ウ　(略)	ウ　(略)
(19)　(略)	(21)　(略)
(20)　(略)	(22)　(略)
(21)　(略)	(23)　(略)
(22)　(略)	(24)　(略)
(23)　携帯電話、ＰＨＳ等の無線端末との間で無線通信を行うための装置で、当該用途以外に使用している既存建築物等に附属的に設置するもの	(25)　携帯電話、ＰＨＳ等の無線端末との間で無線通信を行うための装置で、当該用途以外に使用している既存の建築物等に附属的に設置するもの
(24)　(略)	(26)　(略)
(開発事業の案の取下げ)	

改正後	改正前
第11条　条例第18条第６項の規定による開発事業の案の取下げは、開発事業提案取下届出書（様式第６号）によるものとする。	**第11条**　削除
（説明会等の開催方法） **第14条**　条例第20条に定める説明会（以下「説明会」という。）は、開発事業の予定地が位置する区等（以下「関係区等」という。）の地域内で開催しなければならない。ただし、説明会の開催につき適当な場所がないときは、市長と協議の上、関係区等の地域外において説明会を開催することができる。 ２　開発事業者は、説明会を開催するときは、主として関係区等に係る市民等の相当数が知り得ると認められる方法として次に掲げる方法により、当該説明会の日時及び場所等を周知しなければならない。 （１）　文書の配布 （２）　関係区等を通じた回覧 （３）　開発事業の予定地における掲示 （４）　前３号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法 ３　前項第１号の配布を行う範囲及び対象並びに同項第２号の回覧を行う範囲及び対象は、市長が別に定める基準を標準として、関係区等の長と協議の上、市長が決定するものとする。 ４　開発事業者は、第２項の規定による周知を実施したときは、速やかに当該周知に係る文書の写し、当該文書を撮影した写真その他当該周知の内容が分かる書類を市長に提出するものとする。 ５　開発事業者は、説明会における説明の開催に当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。 （１）　開発事業者本人（開発事業者が法人であるときは、当該法人の代表者、代表権を有する役員又は当該開発事業に係る決定権を有している者）が出席すること。 （２）　開発事業に係る計画を具体的かつ平易に説明すること。 （３）　開発事業に係る計画の概要を記した文書、図面その他の資料を印刷し配布すること。 （４）　質疑応答の時間を設けるとともに、市民等からの質問等には誠実に対応すること。 （５）　条例第21条第１項の規定により市民等が市長に対して意見書を提出できる旨及び意見書の提出期限を説明すること。	（説明会等の開催方法） **第14条**　開発事業者は、条例第20条第２項の規定による説明会を開催するときは、市長と協議の上、その対象となる周辺地域の範囲並びにその対象地域に係る市民等（以下「対象市民」という。）の範囲及び周知の方法を決定し、対象市民の相当数が知り得る相当な期間を置いて、周知しなければならない。

改正後

（説明会の開催が必要となる規模）

第15条　条例第20条第３項第１号の規則で定める場合は、次のとおりとする。

（１）　建築物等の建築を伴う開発事業であって、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合

ア　開発区域の面積が1,000平方メートルを超える場合

イ　予定建築物等の建築面積又は築造面積（第３号において「予定建築面積」という。）が200平方メートルを超える場合

ウ　予定建築物等の高さが次の表の左欄に掲げる区域において右欄に掲げる高さを超える場合

区域	高さ
拠点市街区域及び準拠点市街区域	20メートル

改正前

（説明会の開催が必要となる規模）

第15条　条例第20条第２項第１号の規則で定める規模は、次に掲げるものとする。

（１）　当該開発事業が建築を伴う開発事業であっては、開発区域の面積1,000平方メートル、建築面積若しくは築造面積200平方メートル又は次の表の左欄に掲げる区域において右欄に掲げる高さを超える規模とする。

区域	高さ
拠点市街区域、準拠点市街区域	20メートル
田園居住区域	12メートル
田園環境区域（青木花見・島新田産業団地、烏川工業団地及び黒沢工業団地に限る。）	15メートル
田園環境区域（明科工場団地、三田工業団地及びあづみ野産業団地（北地区及び周辺土地（当該産業団地に隣接する土地のうち、長野県が建築基準法第52条第１項第８号の規定に基づき定めた区域をいう。以下この表において同じ。）を含む。）に限る。）	20メートル
田園環境区域（青木花見・島新田産業団地、明科工場団地、烏川工業団地、三田工業団地、あづみ野産業団地（北地区及び周辺土地を含む。）及び黒沢工業団地を除く。）、山麓保養区域、森林環境区域	10メートル

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>田園居住区域</td><td>12メートル</td></tr>
<tr><td>田園環境区域（青木花見・島新田産業団地（同産業団地と一体で長野県が建築基準法第52条第１項第８号の規定により10分の20の容積率を定めた土地を含む。以下この表において同じ。）、烏川工業団地及び黒沢工業団地に限る。）</td><td>15メートル</td></tr>
<tr><td>田園環境区域（明科工場団地、三田工業団地及びあづみ野産業団地（同産業団地と一体で長野県が建築基準法第52条第１項第８号の規定により10分の20の容積率を定めた土地を含む。以下この表において同じ。）に限る。）</td><td>20メートル</td></tr>
<tr><td>田園環境区域（青木花見・島新田産業団地、明科工場団地、烏川工業団地、三田工業団地、あづみ野産業団地及び黒沢工業団地を除く。）、山麓保養区域及び森林環境区域</td><td>10メートル</td></tr>
</table>
（２）　既存建築物等の用途を変更する開発事業であって、用途変更面積が200平方メートルを超える場合
（３）　建築物等の建築及び既存の建築物等の用途の変更を伴う開発事業であって、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合
ア　開発区域の面積が1,000平方メートルを超える場合
イ　予定建築面積と用途変更面積の合算が200平方メートルを超える場合
ウ　予定建築物等の高さが第１号ウの表の左欄に掲げる区域において右欄に掲げる高さを超える場合

（開発事業の説明会報告書）
第16条　条例第20条第４項の報告書は、開発事業説明会報告書（様式第９号）によるものとする。
２　前項の報告書には、次の各号に掲げる書類等を添付するものとする。
（１）・（２）　（略）
（３）　説明会の議事録
（４）　出席者名簿
（５）　その他市長が必要と認める書類
</td><td>
（２）　当該開発事業が既存の建築物の用途を変更する開発事業にあっては、延べ面積が200平方メートルを超える規模とする。

（開発事業の説明会報告書）
第16条　条例第20条第３項の報告書は、開発事業説明会報告書（様式第９号）によるものとする。
２　前項の報告書には、次の各号に掲げる書類等を添付するものとする。
（１）・（２）　（略）

（３）　出席者名簿等、説明会を開催したことが確認できる書類
</td></tr>
</table>

改正後	改正前
３　条例第20条第５項の規定により、公衆の縦覧に供する報告書の写しは、次に掲げる書類とする。 （１）～（３）　（略） （措置命令書） 第17条　条例第20条第７項前段、第28条、第31条第２項、第33条第２項、第34条第３項、第36条及び第41条第７項前段の規定による命令は、措置命令書（様式第10号）によるものとする。 （開発事業の軽微な変更） 第21条　条例第26条第１項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 （１）　（略） （２）　設計の変更のうち、次のいずれにも該当しない予定建築物等の規模又は配置の変更 ア　（略） イ　当該変更によって、第15条に定める説明会の開催が必要となる規模を超えるもの ウ　当該変更によって、基本計画に定める開発事業の基準を満たさなくなるもの （３）　設計の変更のうち、次のいずれにも該当しない予定建築物等の敷地の形状の変更 ア　（略） イ　当該変更によって、第15条に定める説明会の開催が必要となる規模を超えるもの ウ　当該変更によって、基本計画に定める開発事業の基準を満たさなくなるもの （４）・（５）　（略） （開発事業の変更） 第22条　条例第26条第４項の規定による届出は、開発事業軽微変更届出書（様式第15号）によるものとし、変更内容の分かる図書を添付しなければならない。	３　条例第20条第４項の規定により、公衆の縦覧に供する報告書の写しは、次に掲げる書類とする。 （１）～（３）　（略） （措置命令書） 第17条　条例第20条第６項前段、第28条、第31条第２項、第33条第２項、第34条第３項、第36条及び第41条第７項前段の規定による命令は、措置命令書（様式第10号）によるものとする。 （開発事業の軽微な変更） 第21条　条例第26条第１項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 （１）　（略） （２）　設計の変更のうち、次のいずれにも該当しない予定建築物等の規模又は配置の変更 ア　（略） イ　変更によって、第15条の規定による説明会の開催が必要となる規模を超えるもの ウ　変更によって、基本計画に定める開発事業の基準を満たさなくなるもの （３）　設計の変更のうち、次のいずれにも該当しない予定建築物等の敷地の形状の変更 ア　（略） イ　住宅の建築以外の開発事業で、建築物等の敷地面積の増加を伴うもので、当該敷地面積が1,000平方メートル以上となるもの （４）・（５）　（略） （開発事業の変更） 第22条　条例第26条第３項の規定による届出は、開発事業軽微変更届出書（様式第15号）によるものとし、変更内容の分かる図書を添付しなければならない。 （一部使用収益開始の承認申請）

改正後	改正前
（一部使用収益の承認申請） 第29条の２　条例第34条第２項の規定による申請は、一部使用収益承認申請書（様式第22号の２）によるものとし、一部使用収益を開始する部分を明示して、別表に掲げる図書のうち、市長が必要と認めるものを添付しなければならない。 （一部使用収益承認証の交付等） 第29条の３　条例第34条の２第２項に規定する一部使用収益の開始の可否についての書面は、次に掲げるとおりとする。 （１）　承認したときの書面　一部使用収益承認証（様式第22号の３） （２）　否決したときの書面　一部使用収益不承認通知（様式第22号の４）	第27条の２　条例第34条第２項の規定による申請は、一部使用収益承認申請書（様式第20号の２）によるものとし、一部使用又は収益を開始する部分を明示して、別表に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。 ２　条例第34条第２項の規定による、一部使用又は収益開始の可否についての書面は、次に掲げるとおりとする。 （１）　承認したときの書面　一部使用収益承認証（様式第20号の３） （２）　否決したときの書面　一部使用収益不承認通知（様式第20号の４）
（災害危険区域等で行うことがやむを得ない開発事業） 第30条　条例第35条第１項第１号イただし書に規定するやむを得ない場合とは、次に掲げる開発事業を行う場合とする。 （１）　自己の居住の用に供する専用住宅の建築を目的とした開発事業 （２）　日常的に利用する居室を有しない建築物等の建築を目的とした開発事業	（手続の適用除外となる開発事業の届出） 第30条　条例第35条第２項の規定による届出は、非常災害応急措置届（様式第23号）によるものとする。
（届出を要する開発事業） 第31条　条例第35条第２項の規則で定めるものは、第９条第１号から第７号までに掲げる開発事業とする。 ２　条例第35条第２項の規定による届出は、開発事業届出書（様式第23号）によるものとし、別表に掲げる図書のうち、市長が必要と認めるものを添付しなければならない。	（届出を要する開発事業） 第31条　条例第35条第３項の規則で定めるものは、第９条第１号から第９号までに規定する開発事業とする。 ２　条例第35条第３項の規定による届出は、開発事業届出書（様式第24号）によるものとし、別表に掲げる図書のうち、市長が必要と認めるものを添付しなければならない。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>

（手続の適用除外となる開発事業の届出）
第31条の２　条例第35条第３項の規定による届出は、非常災害応急措置届（様式第24号）によるものとする。

（特定開発事業の素案の提出）
第34条　（略）
２・３　（略）
４　条例第40条第６項の規定による特定開発事業の素案の取下げは、特定開発事業提案取下届出書（様式第28号）によるものとする。

（説明会等の開催方法）
第35条　第14条の規定は、条例第41条に定める説明会について準用する。この場合において、第14条第１項中「第20条」とあるのは「第41条」と、第14条第５項第５号中「第21条第１項」とあるのは「第42条第１項」と読み替えるものとする。

２　（略）

（特定開発事業の説明会報告書）
第36条　第16条の規定は、条例第41条第４項の規定による報告書について準用する。この場合において、第16条中「第20条第４項」とあるのは「第41条第４項」と、「第20条第５項」とあるのは「第41条第５項」と読み替えるものとする。

（特定開発事業廃止の届出）
第44条の２　条例第49条第４項の規定による届出は、特定開発事業廃止届出書（様式第37号の２）によるものとする。

別表（第10条、第19条、第29条の２、第31条、第34条、第41条関係）
<table>
<tr><th>図書の名称</th><th>明示すべき事項</th><th>縮尺</th><th>備考</th></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
</table>

</td><td>

（特定開発事業の素案の提出）
第34条　（略）
２・３　（略）

（説明会等の開催方法）
第35条　開発事業者は、条例第41条第１項又は第３項の規定による説明会を開催するときは、市長と協議の上、その対象となる周辺地域の範囲並びに対象市民の範囲及び周知の方法を決定し、対象市民の相当数が知り得る相当な期間を置いて、周知しなければならない。
２　（略）

（特定開発事業の説明会報告書）
第36条　第16条の規定は、条例第41条第４項の規定による報告書について準用する。この場合において、第16条中「第20条第３項」とあるのは「第41条第４項」と、「第20条第４項」とあるのは「第41条第５項」と読み替えるものとする。

（特定開発事業廃止の届出）
第44条の２　条例第49条第４項の規定による届出は、特定開発事業廃止届（様式第37号の２）によるものとする。

別表（第10条、第19条、第27条の２、第34条、第41条関係）
<table>
<tr><th>図書の名称</th><th>明示すべき事項</th><th>縮尺</th><th>備考</th></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

改正後			
その他必要な図書		適宜	委任状、土地所有者意向確認書、測量図（分筆等を伴う開発事業の場合）、商業登記簿謄本、事業計画書、分家等の証明書類その他開発事業の概要説明に必要なもの

（備考）
1　提出する図書は、市長が指示したものとする。
2　開発行為等、他の法令に規定されるものは、その規定による。

改正前			
その他必要な図書	その他開発事業の概要説明に必要なもの、委任状、土地所有者意向確認書、測量図（分筆等を伴う開発事業の場合）、商業登記簿謄本、事業計画書、分家等の証明書類	適宜	

（備考）
1　提出する図書は、市長が指示したものとする。
2　開発行為等、他の法令に規定されるものは、その規定による。